

名古屋酒販協同組合定款

名古屋酒販協同組合

名古屋酒販協同組合 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、ボランティア・チェーンシステムの導入を図りつつ、組合員のために必要な共同事業を行ない、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本組合は、名古屋酒販協同組合と称する。

(地区)

第3条 本組合の地区は、名古屋市、愛知県清須市、北名古屋市及び西春日井郡豊山町の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を名古屋市に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は総代会の議決を経て規約で定める。

第2章 事業

(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 組合員の取り扱う酒類、清涼飲料水、又は食料品等の共同購買並びに斡旋
- (2) 組合員の取り扱う酒類に関する情報の提供
- (3) 組合員の営業に関する資材等の共同購買
- (4) 組合員の取り扱う酒類、食料品等の交換配送
- (5) 組合員の取り扱う酒類、食料品等の共同保管
- (6) 組合員の取り扱う酒類、食料品等の共同運送
- (7) 組合員のためにする新商品の開発研究
- (8) 組合員の販路の維持開発のためにする共同宣伝
- (9) 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）及び組合員のためにするその借入れ

(10) 理事会に於いて取引決定した、金融機関に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする組合員に対するその債権の取立て

(11) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

(12) 組合員の福利厚生に関する事業

(13) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

(14) 組合員の取り扱う酒類、食料品等についての商品券の発行

(15) 組合員の取り扱う酒類、食料品等の販売のためのチケットの発行

(16) 構造改善事業の推進・指導に関する事業

(17) 前各号の事業に付帯する事業

第3章 組合員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、酒類小売業を行なう小規模の事業者であって、組合の地区内に店舗を有する者とする。

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合はこの限りではない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で、組合員たる資格を有する者の1人が、相続開始後90日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他組合の信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当核出資額から当核減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料または手数料)

第15条 本組合は、その行なう事業について使用料または手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料または手数料の額は、規約で定める額を限度として理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行なう事業の費用（使用料または手数料をもって充てるべきものを除く）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他必要な事項は、総代会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

(届出)

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称（法人たる組合員にあっては、名称及び代表者名）又は事業を行なう場所を変更したとき
- (2) 事業の全部または一部を休止し、もしくは廃止したとき
- (3) 資本金の額又は出資の総額が、5,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超えたとき

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を課するこ

とができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の 10 日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第 7 条第 11 号に規定する団体協約に違反した組合員
- (2) 第 13 条第 2 号から第 4 号までに掲げる行為のあった組合員
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第 4 章 出資及び持分

(出資 1 口の金額)

第 20 条 出資 1 口の金額は 2,000 円とする。

(出資の払込み)

第 21 条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第 22 条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過滞金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩 4 銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第 23 条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定に当っては、10 円未満の端数は切り捨てるものとする。

第 5 章 役員、顧問、相談役及び職員

(役員の数)

第 24 条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 11 人以上 16 人以内
- (2) 監事 2 人

(役員の任期)

第 25 条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の通常総代会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を延長する。
- (2) 監事 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の通常総代会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を延長する。
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充も含む）のため選挙された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が、任期満了前に退任した場合において新たに選出された役員の任期は、第 1 項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行なう。

(員外役員)

第 26 条 役員のうち、組合員または組合員たる法人の役員でない者は、理事については 3 人、監事については 1 人をこえることができない。

(理事長、副理事長及び専務理事の職務)

第 27 条 理事のうち 1 人を理事長、1 人以上 3 人以内を副理事長、1 人を専務理事とし、理事会において選任する。

- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めたところにしが、その職務を代理し、または代行する。
- 4 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して、本組合の常務を執行し、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは、その職務を代理し、または代行する。

理事長、副理事長および専務理事がともに事故または欠員のときは、理事会において、理事のうちから代理者または代行者1人を定める。

(監事の職務)

第28条 監事は何時でも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行なうため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実務義務)

第29条 理事および監事は、法令、定款および規約の定めならびに総会および総代会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の実選)

第30条 役員は、総代会において選挙する。

2 役員の実選は、単記無記名投票によって行なう。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

4 第2項の規定にかかわらず、役員の実選は、出席者の全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行なうことができる。

5 指名推選の方法により役員の実選を行なう場合における被指名人の実選は、その総代会において選任された選考委員が行なう。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総代会にはかり出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員の実報酬)

第31条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総代会において定める。

(顧問および相談役)

第32条 本組合に、顧問および相談役を置くことができる。

2 顧問および相談役は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第33条 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の実選及び解任は、理事会において決する。

(職員)

第34条 本組合に職員若干名を置くことができる。

第6章 総会、総代会、理事会及び委員会

(総代会)

第35条 本組合に総代会を置く。

(総代の定数)

第36条 総代の定数は43人とする。

(総代の任期)

第37条 総代の任期は、1年とする。

2 第25条、第2項、第3項、第4項の規定は、総代の任期に準用する。

(総代の選挙)

第38条 総代は、別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する組合員のうちから、選挙する。

2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行なう。

別表

支 部	地 域	定 数
中	中区	4
西・西春日井	西区、清須市、北名古屋市、西春日井郡豊山町	5
中村	中村区	4
中川	中川区	3
港	港区	3
南・緑	南区、緑区	3
熱田	熱田区	2
瑞穂	瑞穂区	2
昭和・天白	昭和区、天白区	4
千種	千種区	4
名東	名東区	2
東	東区	2
北	北区	3
守山	守山区	2
	合 計	43

(総代会の招集)

第 39 条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総代会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会招集の手続)

第 40 条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を、各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

(書面または代理人による議決権または選挙権の行使)

第 41 条 総代は、前条の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって、議決権または選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理しうる総代の数は1人とする。

(緊急議案)

第 42 条 総代会においては、出席した総代（書面または代理人により議決権または選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第40条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総代会の定足数)

第 43 条 総代会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という）に特別に定めてある場合を除いて、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が可否を決定する。

<p>(総代会の議長)</p> <p>第 44 条 総代会の議長は、各総代会ごとに、出席した総代または総代たる法人の代表者のうちから選任する。</p>
<p>(総代会の議決事項)</p> <p>第 45 条 総代会においては、法またはこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 借入金額の最高限度</p> <p>(2) 一組合員に対する貸付金額（手形の割引を含む）および一組合員のためにする債務保証金額の最高限度</p> <p>(3) その他理事会において必要と認める事項</p>
<p>(総代会の議事録)</p> <p>第 46 条</p> <p>2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 招集年月日</p> <p>(2) 開会の日時及び場所</p> <p>(3) 総代の数及び出席者数並びにその出席方法</p> <p>(4) 出席理事及び監事の氏名</p> <p>(5) 議長の氏名</p> <p>(6) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>(7) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）</p>
<p>(理事会の招集)</p> <p>第 47 条 理事会は理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が事故または欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副理事長が、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長および専務理事がともに事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。</p> <p>3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>4 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。</p>
<p>(理事会招集の手続)</p> <p>第 48 条 理事会の招集は、会日の 7 日前までに日時および場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。</p>
<p>(理事会の議事)</p> <p>第 49 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席しその過半数で決する。</p>
<p>(理事会の書面議決)</p> <p>第 50 条 理事はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知があった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。</p>
<p>(理事会の議決事項)</p> <p>第 51 条 理事会は、法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総代会または総会に提出する議案</p> <p>(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項</p>
<p>(理事会の議長及び議事録)</p> <p>第 52 条 理事会においては、理事長がその議長となる。</p> <p>2 理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印するものとする。</p> <p>3 前項の議事録には少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 招集年月日</p> <p>(2) 開催日時及び場所</p> <p>(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法</p> <p>(4) 出席理事及び監事の氏名</p>

- (5) 出席組合員の氏名
- (6) 議長の氏名
- (7) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (8) 議事の経過の要領及び結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (9) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (10) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (11) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（総会の議決事項）

第53条 総会は、組合の解散、合併または事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。

（総会の招集）

第54条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

（総代会の規定の準用）

第55条 総会については、第40条から第42条まで（総代会招集の手続、書面または代理人による議決権または選挙権の行使、緊急議案）第44条（総代会の議長）および第46条（総代会の議事録）の規定を準用する。この場合において第41条第2項中「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

（委員会）

第56条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。
2 委員会の種類、組織および運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会計

（事業年度）

第57条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

（法定利益準備金）

第58条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

<p>2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。</p>
<p>(資本準備金) 第 59 条 本組合は、減資差益（第 14 条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。</p>
<p>(特別積立金) 第 60 条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。</p>
<p>(法定繰越金) 第 61 条 本組合は、第 7 条第 13 号の事業（教育情報）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。</p>
<p>(利益剰余金及び繰越金) 第 62 条 一事業年度における総益金に総損金および繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第 58 条の規定による法定利益準備金、第 60 条の規定による特別積立金および前条の規定による繰越金ならびに納税引当金を控除して、なお、剰余があるときは、総代会の議決によりこれを組合員に配当し、または翌事業年度に繰り越すものとする。</p>
<p>(利益剰余金の配当) 第 63 条 前条の配当は、総代会の議決を経て毎事業年度末における組合員の出資額、もしくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、または事業年度末における組合員の出資額および組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。 2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割をこえないものとする。 3 配当金の計算については、第 23 条第 2 項（持分）の規定を準用する。</p>
<p>(損失金の処理) 第 64 条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。</p>
<p>(職員退職給与引当金) 第 65 条 本組合は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の 10 分の 1 以上を計上する。</p>